

## 女性の就業支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

令和2年2月7日

発注者 神奈川県知事

黒岩 祐治

少子高齢化による労働力人口の減少が見込まれる中、女性が働く現場でその能力を発揮して、経済の活性化に寄与することが期待されています。しかし、日本の女性の年齢階級別労働力率は、出産・子育て期にあたる30歳代で低下し、その後、再就職することにより上昇する、いわゆるM字カーブを描いており、本県のM字カーブは、底の値、深さとも全国最下位となっています。

こうした状況を踏まえ、本県では、国と協定を結び、女性の就業支援を含めた雇用対策に一体となって取り組んでおり、平成25年度から、国の施設である「マザーズハローワーク横浜」において、キャリアカウンセリングによるキャリア形成支援を行っています。

さらに、平成28年4月から完全施行された、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）において、地方公共団体には、女性の職業生活における活躍を推進するために「職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずる」よう求められることとなりました。

そこで、マザーズハローワーク横浜におけるキャリアカウンセリングを引き続き実施するとともに、女性活躍推進に資する就業支援として、働く女性や働くことを希望する女性の家族等も対象に含めたキャリア相談会等の催しを県内各地で実施することにより、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう支援します。

### 1 委託業務の名称

女性の就業支援業務委託

### 2 委託業務の内容

別添「仕様書」のとおり

### 3 委託料上限額

4,876,300円（消費税及び地方消費税額を含む。）

### 4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、参加意思表明書の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とします。

(1) 日本国内に法人格を有する者であること。

- (2) 過去5年間に女性の職業生活における活躍の推進に資する活動実績（女性のキャリアカウンセリング業務等）を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 神奈川県 の指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

## 5 スケジュール

- (1) 参加意思表明書の受付：令和2年2月18日（火）17時まで（必着）
- (2) 質問書の受付：令和2年2月18日（火）17時まで（必着）
- (3) 質問に対する回答：令和2年2月20日（木）（予定）
- (4) 企画提案書の受付：令和2年2月26日（水）17時まで（必着）
- (5) 選定結果の通知：令和2年3月16日（月）（予定）

## 6 参加手続き

- (1) 参加意思表明書及び企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、「かながわ電子入札共同システム」からダウンロードするか、産業労働局労働部雇用労政課（神奈川県庁本庁舎5階）で受け取ってください。

- (2) 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、必ず参加意思表明書（別紙様式）を提出してください。参加意思表明書の提出がない者の参加は認められません。

ア 提出書類：参加意思表明書（別紙様式）

イ 提出期限：令和2年2月18日（火）17時まで（必着）

ウ 提出方法：持参又は郵送

エ 提出先：産業労働局労働部雇用労政課雇用対策グループ

- (3) 質問の受付及び回答

企画提案書の作成に関する質問がある場合には、質問書を提出してください。質問に対する回答は、全ての参加意思表明書の提出者に対して、ファクシミリ又は電子メールにて行います。

ア 提出書類：質問書（任意様式）

イ 提出期限：令和2年2月18日（火）17時まで（必着）

ウ 提出方法：ファクシミリ又はメール（問合せフォームを利用）

エ 提出先：産業労働局労働部雇用労政課雇用対策グループ

ファクシミリ：045-210-8873

ホームページ：<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

上記ホームページに掲載された問合せフォーム（雇用労政課への問合せフォーム）をご利用いただけます。

オ 回答日：令和2年2月20日（木）（予定）

- (4) 企画提案書等の提出

別添企画提案書作成要領に基づき、企画提案書を作成し、見積書と併せて提出してください。

- ア 提出書類：企画提案書・見積書一式（様式1～7）
- イ 提出部数：6部（1部のみ正本とし、残り5部は複写で可とします。）
- ウ 提出期限：令和2年2月26日（水）17時まで（必着）
- エ 提出方法：持参又は郵送
- オ 提出先：産業労働局労働部雇用労政課雇用対策グループ

## 7 選定方法

### (1) 評価基準

審査会を設置し、企画提案書の内容に基づいて審査を行い、提案者ごとに審査委員の採点の平均点（小数点第2位を四捨五入）（以下「得点」という。）を算出して、得点の最も高い提案を選定します。得点の最高点が2者以上同点であった場合には、① 評価項目のうち「2 提案内容に関する評価」が高い提案を選定し、② ①で同点であった場合には、評価内容のうち「企画書」の評価が高い提案を選定し、③ ②で同点であった場合には、「3 予算の適正さ」の評価が高い提案を選定します。さらに同点の場合は、審査員が協議のうえ決定します。

なお、審査委員の得点が50点を下回る場合は、不採択とします。

審査項目	審査内容	配点
1 提案者の評価	○ 業務遂行能力	5点
	○ 類似事業等実績	4点
2 提案内容に関する評価	○ スケジュールの妥当性	4点
	○ 現状認識の妥当性・的確性	6点
	○ 業務実施体制の妥当性・的確性	6点
	○ キャリアカウンセリングに関する基本方針等の妥当性・的確性	7点
	○ キャリアカウンセリングの実施方法等の妥当性・有効性	10点
	○ キャリアカウンセリングに関する広報の妥当性・有効性	6点
	○ 女性活躍推進に資する就業支援に関する基本方針等の妥当性・的確性	8点
	○ 女性活躍推進に資する就業支援の企画内容と実施手法の妥当性・有効性	10点
	○ 女性活躍推進に資する就業支援の実施にあたっての工夫等の実効性	7点
○ 女性活躍推進に資する就業支援に関する広報の妥当性・有効性	7点	
○ 相談担当者の専門性	15点	
3 予算の適正さ	○ 見積書の積算内容	5点
合計		100点

## (2) ヒアリングについて

審査委員による事前書類審査の得点が上位3位までの者について、審査委員に対し提案内容を直接ご説明いただき、審査委員からの質疑に答えていただくヒアリングを実施します。

(ヒアリングを踏まえ、(1)のとおり、得点の最も高い提案を選定します。)

ア ヒアリング開催日 令和2年3月上旬開催予定

※審査会開催日、提案者ごとの招集時刻及び集合場所については、令和2年3月2日(月)

正午までに企画提案書(様式1)に記載の連絡先に連絡します。必ず、日中連絡が取れる連絡先をご記入ください。

イ 各提案者持ち時間

- ・提案内容の説明 5分
- ・質疑応答 10分

ウ 提案内容の説明方法

説明方法については特に定めはありませんが、時間に限りがありますので、企画書(様式5)「3 キャリアカウンセリングの実施」及び「4 女性活躍推進に資する就業支援の企画・実施」を補足する説明としてください。

## (3) 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び企画提案書が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 法令に抵触する部分があるもの

## (4) 選定結果の通知

令和2年3月16日(月) (予定)

## 8 業務委託の契約手続き

次のとおり、業務委託の契約手続きを行います。

(1) 選定された提案者は発注者と別途協議を行い、協議が整った場合には契約締結となります。

(2) 契約の際に提案内容を一部変更することがあります。

(3) 選定された提案者との協議が整わない場合は、提案次点者と同様の契約手続きを行います。

## 9 留意事項

(1) 参加にかかる経費は、参加者の負担とします。

(2) 提出された書類は、原則として返却しないものとします。

(3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、企画提案書の記載事項に軽微な不備があった場合及び不足書類があった場合については、別途指示をします。

(4) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しないものとします。

- (5) 選定後、参加者名等は公表しますが、審査結果については、採用者以外は特定されない方法で公表します。
- (6) 発注者が企画提案書等の作成にあたって必要となる資料等を配布した場合には、その資料等は発注者の了解無く公表又は使用することはできません。
- (7) 発注者との調整の中で、企画提案内容に変更等があり得ます。それに伴う仕様の変更等については、必要に応じて発注者との書面による協議の上対応することとします。
- (8) 当該契約の相手方決定の効果は、平成31年度当初予算に係る議会の議決がなされ、令和2年4月1日の令和2年度予算発効時において効力を生ずるものとします。
- (9) 令和2年4月1日以降に締結する契約書については、令和2年4月1日施行予定の改正民法に基づき、現在添付している契約書案条文から変更がある予定です。

#### 10 問合せ先

〒231-8588（住所の記載を省略できます）横浜市中区日本大通1

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課雇用対策グループ

担当者：野田、高田

電話（ダイヤルイン）：045-210-5867

ファクシミリ：045-210-8873

ホームページ：<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

上記ホームページに掲載された問合せフォーム（雇用労政課への問合せフォーム）をご利用いただけます。